

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和2年11月19日

分任支出負担行為担当官  
関東財務局宇都宮財務事務所長 行木 寿夫

### 記

#### 1. 電子調達システムの利用

本調達は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した  
応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

#### 2. 競争入札に付する事項等

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 件名           | 若草住宅3号棟外 壁貫通型給湯器取替工事(栃木県)   |
| (2) 特 質 等        | 仕様書記載のとおり   |
| (3) 納入(履行)期限     | 令和3年3月23日(火)  |
| (4) 競争参加申込書の受領期限 | 令和2年12月7日(月) 17時00分   |
| (5) 入札書の受領期限     | 令和2年12月11日(金) 10時00分  |
| (6) 開札の日時及び場所    | 令和2年12月11日(金) 11時00分から<br>栃木県宇都宮市桜3丁目1番10号<br>関東財務局宇都宮財務事務所 第1会議室 |
- (7) (4) から (6) については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

#### (8) 工事成績評定

本件工事において、請負金額が500万円を超える場合(変更契約により請負金額が変更となる場合は、変更後の金額による。)は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条に規定する工事成績評定対象案件となる。工事成績評定については、完成検査を実施した時に評定を行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知する。

#### 3. 競争に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和元・2年度(平成31・32年度)財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「管工事」の「A」または「B」等級に格付けされている者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であり、責任をもって業務を完了することができる者であること。

- (4) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。
- (8) 本入札の入札説明を受けた者であること。
- (9) 競争に参加するために必要な競争参加申込書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- (10) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る直接的かつ恒常的な雇用関係のある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

ただし、発注工事が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する工事に該当しない場合は、監理技術者又は主任技術者は専任である必要はない。

#### 4. 契約条項等を示す場所

栃木県宇都宮市桜3丁目1番10号  
宇都宮財務事務所 管財課

#### 5. 入札事項等説明の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年11月19日（木）～令和2年12月7日（月）  
平日9時00分～12時00分及び13時00分～17時00分  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 場 所 上記4記載の場所に同じ

#### 6. 入札方法

業務一式の総額で入札し、予定価格の範囲内で、なおかつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第85条の基準を適用するので、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。また、この調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

#### 7. 入札の無効

本公告等において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに関東財務局入札心得書及び添付資料を含む本入札説明書において示した入札に関する条件等に違反した入札、又、システムによる入札の場合において、システム利用規約に違反した者の入札は無効とし、無効入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

#### 8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 9. 前払金及び部分払い

前払金は、請負金額が国の定める額以上である場合には請負金額の40%の範囲内で支払うが、部分払いはしない。ただし、予算決算及び会計令第85条の基準を適用する場合は、請負金額の20%の範囲内とする。なお、工事受注者が前払金の支払請求書を提出するに当たっては、保証事業会社と支払請求する前払金と同額の保証契約を締結し、前払金の支払請求書を提出する前（同時提出も可）までに、保証証書を支出負担行為担当官へ寄託することを条件とする。

#### 10. 契約書の作成

本契約締結に当たり契約書を作成するものとする。

#### 11. その他

本件公告に関する問い合わせ先

宇都宮財務事務所 管財課

電話番号 028-346-6303